

# 災害応急対策活動等（排水ポンプ車・照明車の運送及び運転操作業務） に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等（排水ポンプ車・照明車の運送及び運転操作業務）」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

公募日 平成30年2月1日

中国地方整備局

鳥取河川国道事務所長 北瀬 弘康

## 基本協定締結説明書

### 1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等（排水ポンプ車・照明車の運送及び運転操作業務）に関する基本協定
- (2) 活動地域 鳥取河川国道事務所直轄河川管理区間を除く地域における災害応急対策活動等への協力を原則とします。  
なお、激甚な災害等が発生した場合は鳥取県外等への広域的な災害応急対策活動等への協力を要請する場合があります。
- (3) 活動内容 鳥取河川国道事務所直轄河川管理区間を除く地域において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧のため、鳥取河川国道事務所が保有する排水ポンプ車又は照明車の保管庫から被災地までの運送（帰還含む）及び排水ポンプ車の設営、排水作業、現場管理又は照明車の設営、照明作業、現場管理を実施するものです。

[要請する災害対策用機械]

機 械 名	機械番号	規 格	車両総重量
① 排水ポンプ車	24-4703	水中ポンプ式 30m <sup>3</sup> /min 級 ポンプ台数 4 台	9,450kg
② 排水ポンプ車	18-4705	水中ポンプ式 30m <sup>3</sup> /min 級 ポンプ台数 6 台	7,410kg
③ 照明車	18-4706	メタルハライド灯 2kw×6 灯	7,840kg
④ 照明車	11-4715	メタルハライド灯 2kw×6 灯	7,000kg

- (4) 協定期間 平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日

## 2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における平成 29・30 年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」又は「機械設備工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成 14 年度以降において、鳥取河川国道事務所が発注した工事の施工実績があること。なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）が発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事成績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINS に登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500 万円未満の工事、中国地方整備局における平成 14 年 9 月 30 日以前に発注した請負金額が 2,500 万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。
- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。
  - ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日以前において 3 箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
  - ② 1 級又は 2 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
    - ・ 1 級又は 2 級建設機械施工技士

- ・技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。
  - ・建設業法第7条第2号イ又はロ又はハに該当する者。
- (7) 公募参加資格確認申請書（公募参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) (6)の基準を満たす技術者が在籍し、建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所が、鳥取河川国道事務所が管理する区域の市町村内にあること。
- (9) 電話連絡等による出動要請に対し、次の体制を確保できること。なお、要請規模は、排水ポンプ車1台及び照明車1台を1班構成とする。
- ①排水ポンプ車の出動要請については、作業員として最低4名を確保し、かつ、出動要請後、鳥取河川国道事務所まで2時間以内に到着できること。なお、作業員4名には世話役として1級又は2級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者（上記、2.応募資格(6)②による。）を1名、新免許制度（平成29年3月12日施行）において、要請する可能性がある2台の排水ポンプ車を運転できる者1名を含むものとする。（世話役と車両を運転できる者は同一者でも可。）
  - ②照明車の出動要請については、作業員として最低2名を確保し、かつ、出動要請後、鳥取河川国道事務所まで2時間以内に到着できること。なお、作業員2名には世話役として1級又は2級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者（上記、2.応募資格(6)②による。）を1名、新免許制度（平成29年3月12日施行）において、要請する可能性がある2台の照明車を運転できる者1名を含むものとする。（世話役と車両を運転できる者は同一者でも可。）

### 3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2.に掲げる応募資格を満たしている協定締結希望者と行います。
- (2) 選定、非選定の結果については、書面により通知します。

### 4. 担当部局

〒680-0803 鳥取県鳥取市田園町4丁目400番地  
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 防災課  
TEL 0857-22-8435（代表）  
FAX 0857-29-8548

## 5. 応募資格の確認等

### (1) 申請書の作成

基本協定締結希望者は、下記資料を作成し提出をお願いします。

① 本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

② 過去の施工実績【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出して下さい。

③ 技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出して下さい。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

④ 出動要請を受けてからの参集可能時間等【別記様式4】

※出動要請を受けてから、参集が可能な時間と参集が可能な人数を記載して下さい。

### (2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出して下さい。

① 提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。②の期限に必着のこと。）とします。

② 受付期間：平成30年2月2日（金）から平成30年2月21日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。

③ 提出場所：4. に同じ。

### (3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出して下さい。

① 提出方法：書面を持参又は郵送により提出して下さい。FAXでも可。

② 受領期間：平成30年2月2日（金）から平成30年2月13日（火）までの休日を除く毎日9時00分から17時00分までとします。

③ 提出場所：4. に同じ。

### (4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

① 期 間：質問を受理してから適宜に、平成30年2月21日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 場 所：4. に同じ。

### (5) その他

① 申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

② 担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③ 提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

- ④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。
- ⑤協定の相手方として選定された者に対しては、別添「災害応急対策活動等(排水ポンプ車・照明車の運送及び運転操作業務)に関する基本協定（案）」に基づき協定を締結することになりますが、締結時には第5条第2項について併せて報告願います。

基本協定参加資格確認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

鳥取河川国道事務所長 〇〇 〇〇 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成30年2月1日付けで募集のありました「災害応急対策活動等（排水ポンプ車・照明車の運送及び運転操作業務）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
2. 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
3. 基本協定締結説明書5.(1)④に定める出勤要請を受けてからの参集可能時間等を記載した書面

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail:〇〇〇@〇〇.jp

## 過去の施工実績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体/JV(出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り(登録番号を明記)又は無し

- 注)・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。
- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面(工事の実績が確認できる契約書類/施工計画書及び図面等)の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。
  - ・CORINSに登録を義務付けている発注機関の工事(500万円未満の工事及び平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等は除く。)の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。
  - ・平成21年8月18日以降にCORINSに新規登録した工事は、CORINS登録番号が10桁に変更となっているため、「建設業許可番号(8桁)」+「新CORINS番号10桁の登録番号の1桁目(4)を除いた残り9桁」を「8桁」+「4桁」+「5桁」に分割して記載すること。
  - ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式3)

## 技術者の資格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	技術者	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業	
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)	
貴社に在籍される技術者数	一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	
	二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士	
	その他	

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、  
2. (6) ②に示す資格のことです。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)



(別記様式4)

## 出動要請を受けてからの参集可能時間等

会社名：\_\_\_\_\_

① 参集可能時間：約\_\_\_\_\_時間

② 参集可能人数：

1) 排水ポンプ車 (1台あたり) \_\_\_\_\_名

内、1級又は2級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者 \_\_\_\_\_名  
内、新免許制度 (平成29年3月12日施行) において、要請する可能性がある2  
台の排水ポンプ車を運転できる者 \_\_\_\_\_名

2) 照明車 (1台あたり) \_\_\_\_\_名

内、1級又は2級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者 \_\_\_\_\_名  
内、新免許制度 (平成29年3月12日施行) において、要請する可能性がある2  
台の照明車を運転できる者 \_\_\_\_\_名

# 基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認して下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

## 会社の施工実績関係

- 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）  
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出
- 工事成績評定通知書の写し  
→当該工事实績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の工事の場合は必須提出

## 技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料 →必須提出  
（健康保険被保険者証、監理技術者証等）
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

## 技術資料

- 出勤要請を受けてからの参集可能時間等（別記様式4） →必須提出
- その他参考資料 →必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。

# 災害応急対策活動等（排水ポンプ車・照明車の運送及び運転操作業務）に関する基本協定」（案）

## （目 的）

第1条 この協定は「中国地方整備局災害対策用機械機器管理運営要領」に基づき、風水害、地震等の自然災害発生時等において、迅速かつ的確に災害復旧支援活動（以下、「支援活動」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

## （協力要請）

第2条 中国地方整備局鳥取河川国道事務所長（以下「甲」という。）は、災害が発生した場合、もしくはその恐れがある場合、必要に応じ「株式会社〇〇〇」（以下、「乙」という。）に対し、第3条に規定する支援活動の協力を要請することができるものとする。

## （支援活動内容）

第3条 甲が、乙に対し実施の要請を行う支援活動は、甲の指示に基づき甲が保有する次の①～④の災害対策用機械について、支援活動（保管場所から被災現地等までの運送（帰還含む）及び排水ポンプ車の排水作業（片付け・帰還後の簡易清掃含む）、照明車の照明点灯操作（片付け含む）等）とする。

- ①排水ポンプ車（機械番号：18-4705）
- ②排水ポンプ車（機械番号：24-4703）
- ③照明車（機械番号：11-4715）
- ④照明車（機械番号：18-4706）

## （支援活動の実施地域）

第4条 支援活動の実施地域は、鳥取河川国道事務所直轄河川管理区間を除く地域を原則とする。

なお、甚大な災害発生等の理由により、鳥取県外等への広域的な災害応急対策活動等を要請する場合があるものとする。

## （支援活動の要請）

第5条 甲は、乙に対し第4条の支援活動の必要が生じた場合は書面又は電話（第一報）等の方法により要請するものとする。

2. 乙は、前項の要請を受ける者を、あらかじめ書面により鳥取河川国道事務所防災課の担当者に通知するものとする。

## （支援活動の指示）

第6条 支援活動に関する直接の指示は、保全対策官（防災課）（以下、「保全対策官」という。）が行うものとする。

2. 前項の指示があった場合、乙は状況報告を適宜、保全対策官へ報告するものとする。

## （支援活動の実施）

第7条 乙は、第5条に基づく出動等（待機・招集・出動）の要請があった場合は、速やかに支援活動を実施するものとし、甲と乙は速やかに支援活動に関する

契約を締結するものとする。

(支援活動の完了報告)

第8条 乙は、支援活動完了後、保全対策官に対し、すみやかに書面（第一報は電話で可）により内容を報告するものとする。

(費用の請求)

第9条 乙は、第7条により締結した契約に基づき、支援活動完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は、第11条の規定により請求を受けたときは、内容を精査しその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第11条 排水ポンプ車および照明車の運送において、甲乙双方の責に帰すべからざるものにより第三者に損害を及ぼしたとき、又は排水ポンプ車および照明車に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその旨を書面により甲に報告するものとし、その処置については甲乙協議して定めるものとする。

(訓練等)

第12条 甲乙が調整した期間において、排水ポンプ車の排水作業の作業手順の確認及び照明車の点灯作業手順の確認を実施するものとする。  
なお、この作業手順の確認に要する契約については別途行うものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第14条 本協定の有効期限は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。なお、協定締結の日が平成30年4月1日以降の場合は協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 国土交通省中国地方整備局  
鳥取河川国道事務所長 北瀬 弘康

乙 株式会社〇〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇